

家庭用高効率給湯器契約

<エコジョーズ料金>

(選択約款)

平成22年1月1日 実施

河内長野ガス株式会社

目 次

1. 目的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の成立	2
6. 使用量の算定	3
7. 料金	3
8. 単位料金の調整	4
9. 設置確認について	5
10. その他	5

付則

1. この選択約款の実施の期日	6
-----------------	---

別表

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	7
2. 料金表	8

1.目的

この選択約款は、高い省エネルギー性が認められる高効率給湯器の普及を通じ、当社の供給設備の効率的な利用をはかり、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2.選択約款の届出及び変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項に基づき、近畿経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、近畿経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合にはガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとします。

3.用語の定義

- (1) 「家庭用高効率給湯器」（以下「高効率給湯器」といいます。）とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、潜熱を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90%以上であり、住宅の居室に給湯を行う給湯器をいいます。
- (2) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している住宅内の場所をいい、浴室、台所、洗面所、住宅内の廊下を含みます。
- (3) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (5) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (6) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては5%といたします。

4.適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 住宅において、定格給湯能力が 60 号以下の高効率給湯器を使用されること。
- (2) 1 需要場所におけるメーター能力が 16 立方メートル毎時以下であること。

5.契約の成立

- (1) お客さまは、この選択約款を承諾のうえ、当社に所定の申込書により使用を申し込んでいただきます。
- (2) 前項による申込書の当社到達後、当社が承諾した時に成立いたします。この場合、当社は契約の適用開始日をお客さまにお知らせいたします。
- (3) 契約期間は次の期間といたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として 12 ヶ月目の月の定例検針日までといたします。

② 一般ガス供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）または他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合は、この選択約款の契約期間は、変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として 12 ヶ月目の月の定例検針日までといたします。なお、変更前の契約の契約期間は、この選択約款への変更の日までといたします。

ただし、契約期間満了に先立って解約または変更のお申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として 12 ヶ月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

- (4) 当社は、この選択約款の契約期間満了前に解約または一般契約への変更をされたかたが、同一需要場所でこの選択約款のお申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が契約の解約の日または一般契約への変更の日から 1 年に満たない場合には、そのお申し込みを承諾できない場合があります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または一般契約への変更の場合は、この限りではありません。

- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更をお申し込みされた場合には、お申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による、他の選択約款への変更の場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまが当社の一般契約または他の選択約款に基づく料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款のお申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款に基づく料金を一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、一般契約のお申し込みを承諾できないことがあります。
- (8) 当社は、一般ガス供給約款に定める検針の他、契約変更があった日に検針を行います。

6.使用量の算定

各使用月の使用量は、当該月の定例検針日および翌月の定例検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の定例検針日以降、翌月の定例検針日までに解約または契約変更を行った場合には、当該月の定例検針日及び解約または契約変更を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7.料金

- (1) 当社は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して 20 日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(2)より算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増しした料金（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トンあたり)

63,160円

- ② 平均原料価格(トンあたり)

別表1に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価格から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位とします。)及びトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位とします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が101,060円以上となった場合は101,060円といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トンあたり LNG 平均価格} \times 0.9907 \\ &+ \text{トンあたり LPG 平均価格} \times 0.0100 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、計算結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

9. 設置確認について

- (1) 当社は、高効率給湯器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立入りを承諾していただきます。万一、立入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申込みを承諾できません。またはすみやかにこの選択約款に基づく契約を解約し解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) 高効率給湯器を取外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、高効率給湯器を取り外した場合は、この選択約款に基づく契約を解除したものとみなし、解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。

10. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

1. この選択約款の実施期日
この選択約款（以下「本選択約款」といいます）は、平成22年1月1日から実施いたします。

別表

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から6月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表(消費税等相当額を含みます。)

(1) 料金表

使用区分 (m ³ /月)	基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/m ³)
0m ³ から20m ³ まで	808.50(税込)	164.58(税込)
20m ³ を超え60m ³ まで	1,211.10(税込)	144.45(税込)
60m ³ を超え180m ³ まで	1,584.90(税込)	138.22(税込)
180m ³ を超え300m ³ まで	2,123.10(税込)	135.23(税込)
300m ³ を超える場合	3,023.10(税込)	132.23(税込)

(2) 調整単位料金

(1)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。